

## 平成30年度第1回福井県国民健康保険運営協議会 議事録

日 時：平成30年8月17日（金）16：00～17：40

場 所：福井県庁10階 審問廷

出席者：山田委員、増井委員、岡本委員、大中委員、齊藤委員、篠田委員、北出委員、佐々井委員  
樋村委員、中島委員、畑委員（委員11名全員出席）

事務局：吉田健康福祉部企画幹、境長寿福祉課長、山田国保広域化室長、辻長寿福祉課長補佐

### 1 開会

（事務局：辻課長補佐）

ただいまから、平成30年度第1回福井県国民健康保険運営協議会を開会します。

本日は、今年度の第1回目の協議会となりますので、会長選出までの間、事務局において進行を務めさせていただきます。

はじめに、福井県健康福祉部企画幹の吉田よりご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

（健康福祉部 吉田企画幹）

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。日ごろから、本県の医療・福祉行政の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この運営協議会は、平成30年度から県が市町とともに国保の保険者として財政運営を担っていくこととなったことから、国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、昨年3月に設置しました。

昨年度は4回開催し、県内の統一的な国保運営方針や、市町に負担いただく国保事業費納付金の徴収について、ご審議いただきました。

その結果、納付金や標準保険料の算定方法、赤字解消の取組み、収納対策や医療費適正化の取組みなどを定めた運営方針を策定するとともに、運営方針の内容に沿って納付金の算定方法などを定める福井県国民健康保険条例を制定することができました。この条例に基づき算定した納付金などを反映し、初めての国保特別会計予算が成立したところでございます。

本日は本年の第1回の運営協議会であり、新たに委員となられた方もおられますので、会長・副会長の互選を行うとともに、今年度の国保特別会計予算や納付金・標準保険料の本算定結果など、国保改革の施行状況についてご報告させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

### 3 会長・副会長の選出

（事務局：辻課長補佐）

それでは、議事に先立ち、今年度より新たに就任いただきました委員の皆様をご紹介します。

まず、国民健康保険の被保険者を代表いただく委員をご紹介します。

福井市国民健康保険運営協議会 委員 山田陽子様

敦賀市国民健康保険運営協議会 委員 増井智子様

永平寺町国民健康保険運営協議会 委員 岡本榮一様 でございます。

次に、保険医、保険薬剤師を代表いただく委員をご紹介します。

一般社団法人福井県薬剤師会 会長 篠田秀幸様 でございます。

続きまして、お手元の会議次第に従って、議事を進めてまいります。

最初に、本日の会議の成立についてご報告します。「福井県国民健康保険条例」第5条第2項におい

て、会議開催の定足数を過半数の出席と定めています。本日は11名の委員全員のご出席となっており、定足数に達していることをご報告します。

次に、同じく条例の規定により、新たに委員の任期を本年4月1日から3年間としていますので、改めて会長および副会長の選出についてお諮りします。

事務局としては、昨年度から引き続き、会長を佐々井委員、副会長を北出委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、引き続きお二人にお引き受けいただきたいと思います。

では、ここからの進行につきましては、佐々井会長にお願いしたいと思います。

#### 4 議事

##### （1）平成30年度福井県国保特別会計予算

（会長）

それでは、引き続き会長を務めさせていただきます。昨年度まで、福井県立大学に在籍しておりましたが、今年度から本来の所属である国立社会保障・人口問題研究所に戻っております。ただし、客員教授として福井県立大学に在籍しておりますので、引き続きよろしくお祈りします。

特に、新たに委員になられた方々には、いろいろな発言をいただけると有意義な会議となりますので、よろしくお祈りします。

それでは、お手元の議事次第に沿って進めてまいります。まず、「平成30年度福井県国保特別会計予算」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局：境課長）

〔資料1「平成30年度福井県国保特別会計予算」を説明〕

（会長）

ただいまの事務局からの説明に対して、何かご質問等があればご発言をお願いします。

資料1の4頁にあるように、今回の制度改正で、歳入の組み合わせが若干変わっています。その中で、市町が負担するもの、県が負担するもの、国からの歳入、いずれも基本的に税金として入ってきているものなので、すべての費用に関して、我々1人1人に影響があります。そういうものがどういう割合で成り立っているかということ、これを機に皆さんとしても整理していただければと思います。

歳出に関しては、先ほど事務局から説明があったとおり、予算ですので、実際の歳出の内訳は、これから1年間を通じて、どういう方々が医療を受けるかということで変わってきます。今年度は1年目なので、今後どうなるのかを見ていただければと思います。数字が多いですが、質問等あれば、ご発言をお願いします。

（中島委員）

平成30年度予算ですが、保険給付費の歳出などは、年々増えているのか、減っているのか、推移をお聞かせいただきたいと思います。

（事務局）

医療費としては全体で伸びている状況です。ただし、県の特別会計の予算は30年度が初めてですので、保険給付費の交付金としては今後の推移を見ていくことになると思います。

(会長)

他にございませんでしょうか。もし、この数字等に追加でご質問等がありましたら、後ほどまとめてご発言いただいても構いませんので、よろしくお願いします。

## (2) 平成30年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果

(会長)

では、次に、「平成30年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：山田室長)

[ 資料2「平成30年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果」を説明 ]

(会長)

それでは、この標準保険料について、ご質問等があればお願いします。

(齊藤委員)

応能と応益の割合は0.96:1となっており、これは福井県の1人当たり所得を全国平均で割っているということですが、福井県の1人当たり所得はいくらと計算されているのでしょうか。

(事務局)

本県の1人当たり所得額は547,617円です。これは平成27年度と28年度の2か年平均の額です。これを全国と比較すると、0.96という数字になります。

(齊藤委員)

全国の数字はいくらですか。

(事務局)

568,601円です。

(大中委員)

2頁に平成30年度から拡充される公費1,700億円のうち1,600億円を都道府県に配分とあります。これは福井県にはいくらとおっしゃっていましたか。

(事務局)

7.3億円です。

(大中委員)

それは30年度に国から配分されるけれども、使用はせず、貯めておくのですか。

(事務局)

拡充分の公費を差し引いて標準保険料を算定しておりますので、そういう意味では使用しているという答えになります。

(畑委員)

3頁の標準保険料の本算定結果のA欄、福井市の平成30年度の1人当たり標準保険料は、112,167円ですが、その内訳を示して割り振ったのが、5頁ということですか。一方は率、一方は額となっていて、個々の関係がよくわからないのですが、所得割率7.89%、資産割率2.90%、均等割額29,900円、平等割額17,400円に一致するのですか。

(事務局)

4頁がそれぞれの市町の標準保険料の率、額になります。これを1人当たりで計算すると3頁の額になります。

(畑委員)

4頁の結果を受けて、各市町が計算した確定値が5頁ということですか。

(事務局)

そうです。5頁が今年度、各市町が決定した保険税率です。

(会長)

もし、世帯の所得や被保険者数などが同じ条件であったとしても、現状では、県内の市町の保険料にはまだ差が残っています。それを徐々に全市町同じにするというのが今回の制度改正ですね。

(事務局)

そうです。まずは算定方式を3方式に改めた上で、将来的には、県内全市町が同じ水準となることを目指しています。そのためには、医療費の適正化を図る必要がありますし、市町の財政についても安定的にする必要があります。

(畑委員)

そうしますと、将来的には均等割や平等割というのは、各市町が同じ金額になるのですか。

(事務局)

理想的には、そこを目指します。

(畑委員)

所得割率や資産割率も同じになるということですか。

(事務局)

まず、資産割は廃止していきます。所得割については、同じ世帯の構成なら、県内どこに住んでも同じ保険料となるためには、極端に言えば同じになるということです。

補足ですが、本日、参考資料2として、この協議会で審議いただき策定しました運営方針を配布しています。その中の24頁に、保険料水準統一の基本的な考え方が示されています。現在、市町間で、1人当たり医療費においては1.3倍、年齢調整後では1.2倍という差が生じており、直ちに保険料水準を統一することは行わないと記載しています。ただし、3つ目のパラグラフのところですが、将来的

には県内の保険料負担は平準化されるよう、統一を目指していきたいということで取組みを進めているところです。

(会長)

その他、よろしいでしょうか。ここについても、また後ほど質問が出てきましたらお示してください。よろしくをお願いします。

### (3) 市町国保事務の標準化・効率化

(会長)

では、3つ目の「市町国保事務の標準化・効率化」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：山田室長)

[ 資料3「市町国保事務の標準化・効率化」を説明 ]

(会長)

では、この件に関してご質問、ご意見等がありましたら、ご発言ください。よろしくをお願いします。

(齊藤委員)

被保険者証の更新時期の統一について、来年8月を目指しているということですが、坂井市、あわら市、永平寺町は広域でシステムを運営していて、この間、システムが止まってしまった。これはおそらく、しっかりやらないと、来年8月から全県一緒にやると言っても、従来、市町で携わっていた業者はそれぞれ違いますので、そう簡単にいかないと思います。

7月24日の連携会議の内容は把握していませんが、確か、国は今までの被保険者番号の後ろに数字を足すという話もありました。最初はマイナンバーと一緒にやりたかったけれども、それではシステムが大きくなりすぎるということで、被保険者番号の後ろに2つの数字を足すと言っていたが、それに対応するんですか。

(事務局)

委員のご指摘は、被保険者証を保険医療機関に持っていくと、そこで資格が確認できるというシステムのことであり、先ほどご説明したのは様式を統一するためのシステム改修をしていくということです。

4頁の③の様式でいうと、枠組みの左上に高齢受給者証を兼ねるという印字をすることで、被保険者証と高齢受給者証の2枚を1枚にするシステム改修を進めていくことを、市町との間で決定したという話です。ただし、システムが止まってしまうことでは困りますから、あのようなことが二度と起こらないよう、しっかりと業者と話をしながら進めていく必要があると思っています。

(齊藤委員)

それと、我々保険医療機関の立場で言いますと、一番問題が多いのは、被保険者番号の記載ミス。そこを窓口で確認すれば、番号は間違いなく、この人は本人だと分かるようにすることが目的だと思いますが、問題になってくるのは、高齢受給者証の所得の把握が各市町で6月くらいまでには終わり、2割、あるいは現役並みなら3割となるかと思っています。我々保険医療機関の窓口でそれに応じて窓口負担が変わるわけですから、そこをしっかりとやっていただきたいと思っています。

もう一つ、これは今回から始まるので、レセプト二次点検についてぜひとも申し上げておきたい。

5 頁に、従来は、A 市、B 市は民間委託、C 町は嘱託職員を雇用して二次点検を実施するとあるが、これはみんな国保連合会を退職した職員を雇っているわけです。我々から言わせると、1 回で済むことをなぜお金を出して 2 回もやらないといけないのかと思う。国保連合会の審査については、国費が出ています。こんなお金の使い方をする必要は全然ない。今は高度 IT を使ったシステムで審査しているということですから、市町は、被保険者の身分確認を厳密にやるというシステムの運用を考えてもらうといいと思います。

システム設計は間違いないだろうと思うが、業者としっかりやっていないと、本当に大変なことになりますから、ぜひともそういった方向でお願いします。

(事務局)

システム改修については、委員がおっしゃったように、被保険者番号の後ろに 2 桁の番号が追加されるとか、元号改正も予定されていますので、スケジュールをしっかりと確認しながら、市町とも相談していきたいと考えております。

(畑委員)

下 2 桁の番号を追加する話ですが、国民健康保険は番号が 1 つです。あれは我々被用者保険の被扶養者に番号がないから 2 桁をつけるということではないんですか。

(事務局)

国民健康保険の被保険者証の番号は現在、世帯に 1 つしかありません。世帯に何人も国保の被保険者がいらっしやると、そこに 0 1、0 2 と枝番をつけて、個人が特定される形になります。国としては平成 3 2 年度からの実施を考えております。

(岡本委員)

保険税を県下統一するということは、最終的には、後期高齢者医療広域連合のような形を取りたいという考えでしょうか。今年度の事業はお聞きしていますが、何年後に保険料などを統一するかという目標設定はあるのでしょうか。

(事務局)

保険税の統一について、運営方針では、将来に向けてと定めており、具体的な年度までは定まっておりません。基本的には市町が保険料を決定し徴収する、また、市町ごとに資格管理を行っていくので、広域連合のような形は考えにくいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。これについても、最後で思いつくことがありましたら、またご発言ください。

#### (4) 第 3 次福井県医療費適正化計画

(会長)

では、4 つ目、「第 3 次福井県医療費適正化計画」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：境課長)

[ 資料 4 「第 3 次福井県医療費適正化計画」を説明 ]

(会長)

今回の協議会のメインテーマではないのですが、冒頭に中島委員からご質問があったとおり、医療費は、資料4の「医療費の見通し」のとおり伸びております。これがどこまで抑えられるかによって、国民健康保険の制度自体も余裕のある方向に変わると思います。これを議論し出すと、いろいろなご意見があって、時間内に収まらないと思いますが、敢えて、委員の皆様のお立場からこれを強調しておきたいということがありましたら、ぜひご意見いただければと思います。

これは必ずしも国保だけの問題ではなく、被用者保険や共済組合、医療を受ける側のすべての人に関わる問題になります。我々1人1人が関係あることですので、何かありましたらご発言ください。

(北出委員)

医療費適正化計画はすでに策定を終えています。全く無関係でないことも分かっているのですが、医療費適正化計画と運営協議会の関係というのは、どのように解釈したらいいのでしょうか。

(事務局)

医療費適正化計画は、先ほど会長がおっしゃったとおり、国民健康保険のみにとどまらず福井県全体の課題であると考えておりますが、今後、将来的に国民健康保険財政の安定的な運営を図っていくためには、そもそも給付費のもとになります医療費の伸びをいかに抑えていくかという議論も大事になってこようかと思っております。このため、県で策定した計画についてご説明させていただいた次第です。

(北出委員)

運営協議会においては、この計画のことを認識していればいいと考えればよろしいでしょうか。

(事務局)

今回お示ししたのは、県としてこのような計画を策定させていただいたご報告ということでして、こちらについて委員の皆様には何かを決めていただくという趣旨ではありません。

ただ、先ほど申しましたように、国民健康保険財政の安定運営という面でも、医療費適正化の取組みというのは非常に重要なものだと考えておりますので、何かご意見等いただければ、今後の取組みに活かしていきたいと考えております。

(齊藤委員)

私も20年ほど前、町の国保運営協議会の委員をしていた時期があり、その時に一番議論が活発に行われたのは、保険料が上がるかどうかということです。運営協議会の委員には、必ず議会代表の委員がおり、来年は保険料が上がるということになりますと、担当者が相当油を絞られていました。一般会計からの繰入金をもっと入れるべきではないかという話になったからです。

国民皆保険制度をきちんと守っていくためには、一般会計からの繰入れを当たり前にするのではなくて、被保険者自身も自分の健康を自分で守るという意識をしっかりと持って、皆保険制度をみんなで守っていくというのが、自分たちの将来の利益を享受することになると思います。

私が一番危惧しますのは、今は市になりました職員の話を知っていると、今回の改革で財政の基本的な責任は県が持つことになったという意識で、ほっとしているわけです。今までは基本的に自分のところからお金をどれだけ出すかという話でしたから。保健事業や保険料の賦課・徴収は市町がやるという制度にはなっていますが、将来、福井県内で保険料にほとんど差がなくなると、みんなが責任を持たな

くなっていく。それが一番怖いなと思います。まして保健事業を市町でどんどんやりなさいと言っても、おそらくそんなに真剣に取り組まないと思います。

こここのところ、県が現場の人たちに、先ほど事務局から言われた健康の保持の推進を大前提にした保健事業をきちんとやっていってもらうのが、国保運営に一番かなうものだと、本当に思います。先ほど北出副会長からご質問がありましたけれども、医療費適正化計画というのは、この協議会とは違う懇話会でまとめられた内容ですが、こういったことを国保被保険者も含めて一生懸命考えていこうというのがこの運営協議会だと思います。そういったことで、いい方向にやっていってほしいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

(畑委員)

県が国保の運営主体になるということですので、従来からある保険者協議会の中で県が前面に出て、リードしていただけると、全県で盛り上がっていくのではないかなと思います。今まで見ていますと、どうも県の方が及び腰というか、そんなふうに思っておりましたので、いい機会だと思うので、ぜひ、遠慮せずに出ていただければありがたいなと思います。

それと、医療費適正化のお話がありましたが、これは私ども協会けんぽも同じですが、奥様方の特定健診の実施率が低く、22%ぐらいしかない。そこで、県内の協賛企業を募って、3万人くらい対象者がいるんですが、健診を受けていただければクーポンをお渡ししますということ今年から始めることにしました。今年の11月くらいから始まると思いますが、我々の事業というのではなくて、国保の特定健診も実施率が低いですから、うまくいったら国保の各保険者さんにもぜひ入っていただいて、おやりいただけるとな一層、相乗効果でいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

## (5) 平成30年度年間スケジュール

(会長)

では、最後の議事、「平成30年度年間スケジュール」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：山田室長)

[ 資料5「平成30年度年間スケジュール」を説明 ]

(会長)

スケジュール、また全体を含めて、先ほど畑委員、齊藤委員からはいろいろ県への激励も含めてご意見がありましたが、他に何かございましたらお願いします。

(増井委員)

私は敦賀市から来ていますが、私の周りでも、市から案内がくる健康診断を受けてない人がすごく多くて、実際私も受けていません。先ほど畑委員がおっしゃったように、受診したらクーポンがもらえるというのはすごく魅力的なので、ぜひそういうのがあるといいなと感じました。

(会長)

この協議会は結構限られたテーマで議論しているので、なかなか一般的な話をする機会がありませんが、本日は事務局からも広範な説明をいただいたので、ぜひこの機会に被保険者として何かできることを考えていただけたらと思います。

(北出委員)

増井委員がご発言された件については、私、敦賀市の健康推進課のアドバイザーを務めておりますので、申し伝えます。

(畑委員)

こういう協賛企業が今のところ10社あります。また、福井市からもご賛同いただいて、施設の利用料を割引するという話も進めています。あまり複雑でない方法で実施しますので、ぜひご利用いただくとありがたいです。

## 5 その他

(会長)

それでは、最後になりましたが、ここで福井県国民健康保険運営協議会運営要綱第7条により、会議録署名人として、山田委員、中島委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(山田委員・中島委員 了承)

では、よろしく願いいたします。

最後に事務局から何かありますか。

(事務局：辻課長補佐)

最後に「その他」ということで事務的なところでございますが、次回のこの協議会の開催日程についてご連絡でございます。先ほどスケジュールでもご説明申し上げましたように、11月下旬に第2回を開催したいと考えております。9月下旬頃になろうかと思いますが、皆様方に日程調整のご連絡を申し上げますので、その時はよろしく願いいたします。

(会長)

予定時間を少し過ぎてしまいました。ご協力いただきましてありがとうございました。

今回の協議会のテーマは、主にこれまで決まったことのおさらいと、わずかですが進捗状況のご報告をいただきました。今度予定されています11月には、事務の標準化、効率化の現場での作業も進んでまいります。そして実際、国民健康保険の制度が変わってから現場でどういう変化があったのか、そろそろ見え始めるころです。

それをもとに平成31年度の計画を立てるということになりますので、それまで皆さん、身近で起こった変化などを感じ取っていただいて、次回の11月の協議会の時にぜひ様々なご意見をいただければと思います。それでは事務局にお返しいたします。

## 5 閉会

(健康福祉部 吉田企画幹)

委員の皆様方には、大変熱心にご議論いただき、様々な貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

今後、運営方針や国保条例において定められたルールに基づいて、各市町の31年度の納付金や標準保険料を算定しまして、その結果を次回の運営協議会においてお示ししたいと考えております。

また、事務の標準化、効率化につきましても様々なご意見を賜りましたので、ぜひそういったことも念頭に置きながら、作業を進めてまいりたいと思っております。

いろいろご意見、ご議論ございましたけれども、今後医療費の増加により国民健康保険は厳しい運営

が予想されます。県といたしましても財政運営の責任主体として、市町や関係機関と協力しまして、安定した運営に努めていきたいと考えております。

この協議会において、本県の国保運営が健全なものとなるよう、今後とも点検いただくとともに、引き続きご助言を賜れば幸いです。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後5時40分 閉会)